



市章

# 彦根市公報

令和4年(2022年)4月1日

第1865号

金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

- 条例
  - 2 彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例(保険年金課)..... 3
  - 3 彦根市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例(都市計画課)..... 4
  - 4 彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(消防総務課)..... 4
- 規則
  - 8 彦根市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則(人事課)..... 5
- 訓令
  - 7 彦根市情報化戦略本部設置規程の一部を改正する訓令(情報政策課)..... 5
- 告示
  - 41 彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正(幼児課)..... 6
  - 42 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 14
  - 43 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 14
  - 44 彦根市成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会設置要綱の廃止(介護福祉課)..... 15
  - 45 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 15
  - 46 認可地縁団体の告示事項の変更(まちづくり推進課)..... 16
- 公告
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 16
  - 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 16
  - 公示送達について公告(税務課)..... 17
- 教育委員会告示
  - 3 彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課)..... 18
- 農業委員会告示
  - 3 彦根市農業委員会定期総会の招集..... 18
- 千福財産区告示
  - 2 令和2年度(2020年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 18
  - 3 令和4年度(2022年度)彦根市千福財産区会計予算の要領の公表..... 19
- 日夏町財産区告示
  - 2 令和2年度(2020年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 19
  - 3 令和4年度(2022年度)彦根市日夏町財産区会計予算の要領の公表..... 19
- 鳥居本町外13ヶ町財産区告示
  - 2 令和2年度(2020年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算の要領の公表.. 19
  - 3 令和4年度(2022年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計予算の要領の公表..... 20
- 河瀬財産区告示
  - 2 令和2年度(2020年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の要領の公表..... 20

3 令和4年度(2022年度)彦根市河瀬財産区会計予算の要領の公表 ..... 20

## 条例

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月11日

彦根市長 和田裕行

### 彦根市条例第2号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成8年彦根市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第38条」の次に「および第38条の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「および第72条の3の2第1項」を加える。

第20条中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第21条中「第38条」の次に「および第38条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「および第72条の3の2第1項」を加える。

第29条中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第38条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第38条の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

**第38条の2** 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条または第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に小数点以下第4位未満の端数または1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。ただし、第4項に規定する場合を除く。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する被保険者均等割額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「被保険者均等割額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条または第18条」とあるのは「第24条または第27条」と、同項ただし書中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第24条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条または第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に前条第1項各号に規定する場合に応じて、それぞれ、同項各号のアに掲げる割合を乗じて得た額(その額に小数点以下第4位未満の端数または1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に小数点以下第4位未満

の端数または 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)

5 第 15 条第 3 項の規定は、前項に規定する被保険者均等割額の決定について準用する。この場合において、同条第 3 項中「保険料率」とあるのは、「被保険者均等割額」と読み替えるものとする。

6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条または第 18 条」とあるのは「第 24 条または第 27 条」と、「前条第 1 項各号」とあるのは「前条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と、前項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 24 条第 3 項」と読み替えるものとする。

第 39 条中「前条第 1 項の」を「第 38 条第 1 項の」に、「前条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に改める。

**付 則**

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の彦根市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

彦根市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

彦根市長 和田裕行

**彦根市条例第 3 号**

彦根市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

彦根市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 次に掲げる区域(これらの区域およびその周辺の地域の状況等により、開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)を含まない土地の区域

ア 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域

イ 政令第 8 条第 1 項第 2 号ハまたはニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域

第 5 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域」を「第 29 条の 9 各号に掲げる区域(当該区域およびその周辺の地域の状況等により、開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)」に、「土地の区域に」を「区域に」に改める。

**付 則**

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条または第 35 条の 2 の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可または不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第 3 条第 1 項または第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

彦根市長 和田裕行

**彦根市条例第 4 号**

## 彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年彦根市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

**付 則**

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

**規則**

彦根市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月14日

彦根市長 和田裕行

**彦根市規則第8号**

彦根市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則

彦根市議会政務活動費の交付に関する規則(平成13年彦根市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「代表者名」を  
代表者名  
電話番号  
に改める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓令****彦根市訓令第7号**

彦根市情報化戦略本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月8日

彦根市長 和田裕行

彦根市情報化戦略本部設置規程の一部を改正する訓令

彦根市情報化戦略本部設置規程(平成27年彦根市訓令第10号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「の促進」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 彦根市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進基本方針に関すること。

第3条第3項を次のように改める。

- 本部員は、次に掲げる者とする。
  - 彦根市部長会議規程(昭和42年彦根市訓令第10号)により設置する部長会議を組織する職員(市長および副市長を除く。)
  - その他本部長が必要と認める者

第3条第4項中「前項第2号の本部員」を「副本部長」に改める。

**付 則**

この訓令は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。

# 告示

## 彦根市告示第 41 号

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 4 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「第 8 号」の次に「から第 10 号まで」を加える。

第 5 条に次の 2 号を加える。

(9) 別表第 2 第 9 号の事業 別記様式第 2 号の 10

(10) 別表第 2 第 10 号の事業 別記様式第 2 号の 11

第 17 条に次の 2 号を加える。

(9) 別表第 2 第 9 号の事業 別記様式第 4 号の 10

(10) 別表第 2 第 10 号の事業 別記様式第 4 号の 11

別表第 2 第 3 号中「滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱(令和 2 年 7 月 30 日付け滋子青第 1828 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 1)」を「滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け滋子青第 1826 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 1)」に、「令和 2 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱(令和 2 年 7 月 30 日付け滋子青第 1827 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」を「令和 3 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け滋子青第 1826 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」に改め、同表第 5 号中「滋賀県家庭支援推進保育事業実施要綱(令和 2 年 7 月 30 日付け滋子青第 1828 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 2)」を「滋賀県家庭支援推進保育事業実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け滋子青第 1826 号滋賀県健康医療福祉部長通知別添 2)」に、「令和 2 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱」を「令和 3 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱」に改め、同表第 7 号中「令和 2 年度滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和 3 年 2 月 3 日付け滋子青第 233 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」を「令和 3 年度滋賀県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(令和 3 年 12 月 24 日付け滋子青第 2844 号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙)」に改め、同表に次のように加える。

(9) 保育士宿舎 借り上げ支援事業	保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱(平成 29 年 4 月 17 日付け雇児発 0417 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添 4)に定める実施基準に基づき、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成 30 年 10 月 17 日付け厚生労働省発子 1017 第 5 号厚生労働事務次官通知別紙)に定める補助金の交付額を限度額とする。
(10) 保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例事業	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱(令和 3 年 12 月 23 日付け府子本第 1203 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別紙)に定める実施基準に基づき、令和 3 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱(令和 4 年 1 月 14 日付け府子本第 18 号内閣総理大臣通知別紙)に定める交付金の交付額を限度額とする。

別記様式第 2 号の 9 の次に次の 2 様式を加える。

## 様式第2号の10(第5条関係)

年度 保育士宿舎借り上げ支援事業計画書

施設名 \_\_\_\_\_

保育士氏名		
住所 (建物名・部屋番号)		
採用年月日		
補助対象 期間	開始日	
	終了日	

月	賃借料 ①	本人負担額 ②	計 ③=①-②	月額基準額 ④	補助金額 ⑤
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

## 記載上の注意

⑤欄には③欄と④欄の低い額に補助率3/4をかけた金額を記入する。

## 添付書類

- (1) 建物賃貸借契約書の写し
- (2) 対象保育士等の雇用契約書の写し(雇用日が記載されたものに限る。)
- (3) 対象保育士等の保育士登録証または幼稚園教諭免許状の写し
- (4) 対象保育士等の履歴書

様式第 2 号の 11(第 5 条関係)

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業計画書

年 月 日

市 町 村 名	
施 設 ・ 事 業 所 名	
施 設 ・ 事 業 所 類 型	
施 設 ・ 事 業 所 番 号	

1 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における抛出現込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における抛出現込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込み)および事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ抛出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2 賃金改善額

年度	
① 賃金改善見込額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
年度	
③ 賃金改善見込額	0円
④基本給および決まって毎月支払う手当	0円
⑤基本給および決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 年度の賃金に関する規程について、 年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げにかかわらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 年 月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日  
 事 業 者 名  
 代 表 者 名



別添1

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	年度		年度		備考 ※7	
					賃金改善 見込額 ※5	賃金改善に半増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5			賃金改善に半増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6
							基本給および決まって毎月支払う手当	その他		
1					0円					
2					0円					
3					0円					
4					0円					
5					0円					
6					0円					
7					0円					
8					0円					
9					0円					
10					0円					
11					0円					
12					0円					
13					0円					
14					0円					
15					0円					
16					0円					
17					0円					
18					0円					
19					0円					
20					0円					
21					0円					
22					0円					
23					0円					
24					0円					
25					0円					
26					0円					
27					0円					
28					0円					
29					0円					
30					0円					
				総額	0円		0円	0円		

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、または1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値については、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。  

$$\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} = \text{常勤換算値}$$
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。  

$$\text{年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} \div \text{年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額} = \text{賃金改善に伴う増加する法定福利費等の事業主負担分}$$
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む。)である場合についてはその理由を記入すること。

別添 2

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への 拠出額	他事業所から の受入額
例 1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

別記様式第 4 号の 9 の次に次の 2 様式を加える。

## 様式第4号の10(第17条関係)

年度 保育士宿舎借り上げ支援事業実績調書

施設名 \_\_\_\_\_

保育士氏名		
住所 (建物名・部屋番号)		
採用年月日		
補助対象 期間	開始日	
	終了日	

月	賃借料 ①	本人負担額 ②	計 ③=①-②	月額基準額 ④	補助金額 ⑤
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

## 記載上の注意

⑤欄には③欄と④欄の低い額に補助率3/4をかけた金額を記入する。

## 添付書類

- (1) 建物賃貸借契約書の写し
- (2) 対象保育士等の雇用契約書の写し(雇用日が記載されたものに限る。)
- (3) 対象保育士等の保育士登録証または幼稚園教諭免許状の写し
- (4) 対象保育士等の履歴書

様式第 4 号の 11(第 17 条関係)

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実績調書

年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1 補助額

① 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込み)および事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2 賃金改善額

年度	
① 賃金改善実績額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
年度	
③ 賃金改善実績額	0円
④ 基本給および決まって毎月支払う手当	0円
⑤ 基本給および決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げにかかわらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 年 月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

年 月 日  
 事業者名  
 代表者名



別添 2

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への 拠出額	他事業所から の受入額
例 1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

付 則

この告示は、令和 4 年 3 月 4 日から施行し、改正後の彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

彦根市告示第 42 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 7 日

彦根市長 和田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
上石寺町自治会	吉田 正幸 (略)	田邊 好彦 (略)

彦根市告示第 43 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規

定により告示する。

令和4年3月7日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
田附町自治会	佐々木 喜一 (略)	前田 勝 (略)

#### 彦根市告示第44号

彦根市成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年3月8日

彦根市長 和田裕行

彦根市成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会設置要綱を廃止する告示

彦根市成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会設置要綱(令和元年彦根市告示第76号)は、廃止する。

付 則

この告示は、令和4年3月8日から施行する。

#### 彦根市告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第10項の規定により告示する。

令和4年3月10日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
川瀬馬場町駅地区自治会	小林 昌司 (略)	古野 豊 (略)
下岡部町自治会	中川 豊 (略)	高田 敏一 (略)
三津屋町自治会	高田 幸男 (略)	高倉 忠 (略)
本庄町自治会	田口 全男 (略)	川崎 利之 (略)
新海町自治会	今堀 泰彦 (略)	堂ヶ崎 重実 (略)

山崎自治会	近藤 裕介 (略)	松宮 久司 (略)
-------	--------------	--------------

**彦根市告示第 46 号**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 13 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
楡町自治会	岸田 道幸 (略)	北河 均 (略)

**公 告**

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 3 月 2 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市犬方町字横ノ上 613 番の一部、613 番 1 および 614 番の一部	399.19 m <sup>2</sup>	令和 4.3.2	890

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 3 月 7 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市南川瀬町 1643 番地 1 株式会社エステート・トラ スト 代表取締役 林 信弘	彦根市南川瀬町字茶塚 714 番 1、714 番 4 の一 部、715 番 2、716 番、 717 番 2 および 717 番 5 の一部 彦根市南川瀬町字東沢 961 番の一部、962 番 1	8,555.39 m <sup>2</sup>	令和 4.3.7	874



	の一部、963番の一部、 964番、965番1の一部、 965番4の一部、965番 5の一部、965番7、965 番8、965番9、965番 10、965番14の一部、 965番22、965番23の 一部、965番25および 965番26の一部			
--	--	--	--	--

**公示送達について公告**

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和4年3月14日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (4期)
	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (随2)
	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (4期)
	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (4期)
	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書 (4期)
	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書 (4期)
	令和3年度(2021年度) 市民税・県民税 納税通知書および納付書

(4期)

## 教育委員会告示

### 彦根市教育委員会告示第 3 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 4 年 3 月 15 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
- 3 議 題
  - (1) 令和 4 年度彦根市教育行政方針について
  - (2) 彦根市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部改正について
  - (3) 彦根市いじめ防止基本方針の一部改訂について
  - (4) 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について
  - (5) 令和 5 年以降の成人式典の名称について
  - (6) 彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱の廃止について

## 農業委員会告示

### 彦根市農業委員会告示第 3 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 3 月 3 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

- 1 日時 令和 4 年 3 月 10 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2
- 3 議題
  - (1) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - (4) 事業計画変更承認申請について
  - (5) 非農地判断の可否の決定について
  - (6) 彦根市農用地利用集積計画(案)について

## 千福財産区告示

### 彦根市千福財産区告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 4 年 2 月 21 日彦根市千福財産区議会の認定を得た令和 2 年度(2020 年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 8 日

彦根市千福財産区管理者  
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

### 彦根市千福財産区告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項第2号の規定により令和4年2月21日彦根市千福財産区議会の議決を得た令和4年度(2022年度)彦根市千福財産区会計予算の要領を、同法第219条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

彦根市千福財産区管理者  
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

## 日夏町財産区告示

### 彦根市日夏町財産区告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項3号の規定により令和4年2月9日彦根市日夏町財産区議会の認定を得た令和2年度(2020年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第233条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

彦根市日夏町財産区管理者  
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

### 彦根市日夏町財産区告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項第2号の規定により令和4年2月9日彦根市日夏町財産区議会の議決を得た令和4年度(2022年度)彦根市日夏町財産区会計予算の要領を、同法第219条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

彦根市日夏町財産区管理者  
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

## 鳥居本町外13ヶ町財産区告示

### 彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第296条第3項において準用する同法第96条第1項3号の規定により令和4年2月2日彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会の認定を得た令和2年度(2020年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第233条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月8日

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区管理者  
彦根市長 和田裕行

(以下省略)

**彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区告示第 3 号**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 4 年 2 月 2 日彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区議会の議決を得た令和 4 年度(2022 年度)彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 8 日

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区管理者  
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

---

**河瀬財産区告示**

**彦根市河瀬財産区告示第 2 号**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項 3 号の規定により令和 4 年 2 月 17 日彦根市河瀬財産区議会の認定を得た令和 2 年度(2020 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算の要領を、同法第 233 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 8 日

彦根市河瀬財産区管理者  
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

**彦根市河瀬財産区告示第 3 号**

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 296 条第 3 項において準用する同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により令和 4 年 2 月 17 日彦根市河瀬財産区議会の議決を得た令和 4 年度(2022 年度)彦根市河瀬財産区会計予算の要領を、同法第 219 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 8 日

彦根市河瀬財産区管理者  
彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)